

業務名：令和８年度観光２次交通結節点（北谷ゲートウェイ）

基本構想策定業務

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和８年度観光２次交通結節点（北谷ゲートウェイ）基本構想策定業務

2. 事業期間

令和８年度

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和９年３月19日まで

4. 業務の目的

沖縄県では、多様な交通手段が選択でき、誰もが快適に沖縄観光を楽しめるよう観光２次交通の機能強化を図るため、「第６次沖縄県観光振興基本計画」及び「沖縄県地域公共交通計画」において、主要な観光地である北谷町を観光２次交通結節点と位置付け、令和６年７月から観光２次交通結節点「北谷ゲートウェイ」を北谷町美浜駐車場に実証的に設置し、交通広場としての運用を行うとともに、那覇空港や北部エリアへの直行バス等の運行を通じて、観光客の移動利便性の向上を図ってきた。

本業務は、令和６年度から実施している「観光２次交通結節点機能強化事業」の実証効果を検証する。その上で、将来あるべき姿、必要機能、施設規模を整理するとともに、本格運用に向けた基本構想（整備方針）および基本計画を検討するものである。

本基本計画を策定することで、誰もが快適に沖縄観光を楽しめる交通体系の構築を図り人々が安心快適に暮らせるよう地域交通と連携したまちづくりを目指す。

なお、令和８年度は、観光２次交通結節点「北谷ゲートウェイ」の本格運用に向けた「基本構想（整備方針）案」を策定する。

5. 業務内容

業務実施方針の策定：本事業の目的を把握し、業務手順や手法を企画立案する。

※提案に際しては、現時点で把握可能な範囲において、建築基準法や都市計画法等の関係法令等を考慮すること。

1) 計画準備

北谷ゲートウェイを取り巻く現状分析及び課題の整理

ア 観光２次交通機能強化事業の効果分析：令和６年７月から設置運営している「北谷ゲートウェイ」のこれまでの実証効果を定量的・定性的に整理する。

イ 課題の整理：実証運用を通じて抽出した課題、利用者アンケートや関係者ヒアリングに基づき利便性や周辺道路や美浜駐車場への影響、課題を整理する。

ウ 本格整備の際に、現時点で把握可能な範囲において、建築基準法や都市計画法等の関係法令等の必要な手続きを整理すること。

2) 観光2次交通結節点（北谷ゲートウェイ）本格整備に向けたアンケート調査の実施

本事業の計画策定にあたり、周辺住民、観光客等の施設利用者、およびアメリカンビレッジ事業者会等をはじめとする地域関係者の意向を広く把握し、計画の初期段階から合意形成を図るためのアンケート調査を実施する。調査手法については提案事項とするが、広く意見を集約し、その結果整理すること。

3) 観光2次交通結節点本格整備に向けた基本構想（整備方針）の検討

ア 検討委員会の設置運営

基本構想（案）を検討するにあたり、公共交通の施策や取組に詳しい学識関係者、観光施策に携わる観光関連事業者、バス事業者等および北谷町で構成される検討委員会を設置・運営する。

- ・ 構成員：6名以上

- ・ 検討委員会：3回程度

本事業の応募にあたっては、委員の選定、選定理由を含め提案すること。

なお、委員の選定については、契約後、県と協議の上決定する。

- ① 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- ② 委員への出席依頼、日程調整、開催通知、出席確認
- ③ 会議資料の作成、印刷、配布
- ④ 当日の進行
- ⑤ 議事録の作成
- ⑥ 委員への報酬等の支払い（※報酬額は県通知に基づき日額10,000円とする。）
- ⑦ その他、会議の開催にあたり県が指示する事項

イ 検討委員会にて検討する事項は以下のとおり。

観光2次交通結節点（北谷ゲートウェイ）の基本構想（整備方針）を検討する。

※結節点機能と駐車場機能拡充については、今後、一体化整備を検討している。

- ① 実証事業を踏まえた結節点の必要規模・機能
- ② 北谷ゲートウェイにより失われる駐車場の機能拡張（積層化）規模、補填費用の在り方
- ③ 北谷ゲートウェイの付加機能（パークアンドライドやレンタカー等）の導入検討
- ④ 観光2次交通結節点基本整備に向け、北谷町との役割分担を明確化し、整備スケジュールを整理する。
- ⑤ 北谷ゲートウェイ整備後の持続可能な管理運営方法（管理運営主体、運営手法、役割分担等を含む）の検討

⑥ その他必要な事項

4) 基本構想（整備方針）（案）の素案作成

1) ～ 2) の整理結果、3) で設置する検討委員会の意見を踏まえ、基本構想（整備方針）（案）を策定する。検討する際には、上位計画「第6次沖縄県観光振興基本計画」、「沖縄県地域公共交通計画」及び北谷町のまちづくり計画等との整合を図り、県と北谷町の合意形成を前提とする。

作成する基本構想（整備方針）（案）では、以下についても整理すること。

ア 基本計画策定のための必要事項について県と北谷町の役割分担等を整理すること。

イ 整備において、建築基準法や都市計画法等の関係法令等を整理すること。

ウ 基本計画策定に向けてのロードマップ（スケジュール）を作成する。

5) 事例調査

観光2次交通結節点に必要な機能等を検討するにあたり、先進事例又は好事例を調査し、他都道府県における観光2次交通結節点（駅前等の交通広場を含む）の現地調査を行うこととする。視察先は甲と乙との協議の上決定する。

県外事例視察（2泊3日、関東・北陸・甲信越エリア）を想定しており、視察先との調整、現地調査に係る受注者の旅費等、その他必要な費用の支払いはすべて本業務に含まれることとする。

6) 業務進捗状況に関する打合せ

本業務を行うにあたり、業務の進捗状況等を確認するため、沖縄県と定期的に打合せ・協議を行う。

7) 基本構想（整備方針）（案）報告書の作成

3) 基本構想（整備方針）（案）の報告書（20部）、概要版（20部）を作成する。

報告書（A4）の編集、校正を行い、印刷・製本のうえ、沖縄県（2部）へ納品する。

8) 成果物（報告書）の作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

① 電子納品（CD-R） 1式

② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

6. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は14,408,000円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提

案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7. 委託業務の経理

- ① 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ② 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。
- ③ 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

8. 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、企画提案募集要項 6 (1) から (3) の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるとき及び実施計画書にて予め承認を得ているときはこの限りでない。

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ 契約金額が 200 万未満となる業務
- ・ その他、県が容易かつ簡易な業務として決定した業務

9. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、職員の指示を受けなければならない。

- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- (6) 打合せ・協議を行う際は、記録簿へ記録すること。

10. その他留意事項

- 1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

- 第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。
- 2) 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。